明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

改正後	改正前
（心身の故障により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行うことができない者） **第五十七条の二**　法第四十一条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により法第四十二条各号に掲げる業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設）

（鉄道事業法施行規則の一部改正）

第十六条　鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（心身の故障により鉄道事業を適確に遂行することができない者） **第六条の三**　法第六条第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により鉄道事業を適確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （心身の故障により索道事業を適確に遂行することができない者） **第四十五条の二**　法第三十八条において準用する法第六条第四号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により索道事業を適確に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（新設） （新設）

（船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十七条　船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則（平成二年運輸省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（船員雇用促進センターの指定の申請） **第十四条の二**　（略） ２　前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　法第七条第一項第三号から第五号までに掲げる要件を備えていることを証する書類 五～六　（略） （心身の故障により船員雇用促進等事業を適正に行うことができない者） **第十四条の三**　法第七条第一項第五号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により船員雇用促進等事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（船員雇用促進センターの指定の申請） **第十四条の二**　（略） ２　前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　法第七条第一項第三号及び第四号に掲げる要件を備えていることを証する書類 五～六　（略） （新設）